

マヅカダンスカンパニー

会 員 規 約

第1章 総 則

第1条(名称)

Mazuka Dance Company (マヅカダンスカンパニー)

第2条(所在地)

本校 東京都杉並区浜田山2-22-1 GODIMENT 浜田山1F 南

第3条(目的)

マヅカダンスカンパニー(以下「当スタジオ」という)は、ダンスなどのエンターテインメントを教授することを目的とするダンススタジオです。

第2章 会 員

第4条(会員資格)

当スタジオがスクール会員として適当であると認められた方。

- 1) 反社会的勢力関係者及び当スタジオに相応しくないと判断された方は、入会をお断りすることがあります。
- 2) 入会後においても前項事実が判明発生した場合は、会員に対し直ちに除名解約することが出来るものとします。
- 3) 入会クラスが確定した後も、当スタジオが定める各クラスの会員定数を超える場合、また講師の判断で生徒のダンススキルがそのクラスのレベルに達していないとみなした場合は希望クラスには入れない場合があります。

第5条(入会手続き)

本規約を了承した上、所定の様式に住所、氏名等の定められた事項を記載した入会申込書に入会金・登録手数料・入会月とその翌月分の月謝を添えて提出し、その承認を得て会員となることができます。

第6条(諸規則の遵守)

会員は本規約及び当スタジオが定める諸規則を厳守しなければならないものとします。

第7条(資格喪失)

当スタジオの会員資格は、次の各号に定める事由に該当するときに喪失します。

- 1) 退会 2) 除名 3) 死亡

第8条(退会)

会員の意思による退会希望

第9条(除名)

当スタジオは会員の次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、除名することができるものとします。

- 1) 当スタジオの名譽、品位を著しく傷つけ、また他の会員に迷惑となる行為があったとき。
- 2) 本規約及び当スタジオが定める諸規則に違反する行為があったとき。
- 3) 故意に当スタジオの音響、及び設備等を破損したとき。
- 4) レッスン料、その他の諸納入を怠り、督促を受けてもなお所定の期日までに納入されないとき。
- 5) 当スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 6) その他当スタジオが、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認められたとき。

第10条(解約)

当スタジオは、運営・管理・その他の事情により会員との間の入会契約を解約することができるものとします。

第11条(責任事項)

- 1) 当スタジオは、会員が当スタジオ内(駐輪場含む)で生じた人的・物的事故ならびに盗難においては一切その責任を負わないものとします。
- 2) 当スタジオでは貴重品は預からず、会員各自の責任において管理すること。またスタジオ内での怪我、病氣、死亡、会員同士のトラブルについては、当スタジオでは一切の責任を負わないものとします。
- 3) ただし、その事故が当スタジオの帰責事由が認められる場合は、スタジオの加入する保険の補償範囲内において適用します。
- 4) 会員が当スタジオ施設の利用中、重大な自己責任に帰すべき事由により当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が責任を負うものとします。

第12条(本施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、当スタジオは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは当社が認める場合を除き会員の会費支払義務を軽減されることや免除されることはありません。

- 1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- 2) 法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき。

第3章 入 会 金 ・ 月 謝

第13条(入会金)

会員都合での退会の場合、一旦納入された入会金・登録手数料・月謝は、理由の如何を問わずこれを返金しないものとします。

第14条(月謝)

- 1) 月謝は口座振替となり、毎月27日に翌月分の月謝を会員の指定口座から振替させていただきます。
※振替日は暦により変動あり。
※現金・クレジットカード・その他の支払方法はございません。
- 2) 初回振替が、口座振替依頼書ご提出後2ヶ月後以降になる為、入会当月と翌月の月謝2ヶ月分をご入会時に現金でお支払い頂きます。
- 3) 口座振替が、お客様の何らかの事情で振替不能だった場合、速やかにお現金でのお支払いをお願い致します。

第15条(休会・退会手続き)

口座振替休止・停止、月謝料金の変更等は手続き希望月の10日までにお申し出下さい。

- ※例:10月末日退会希望の場合、10月10日迄に申請すること。
- ※一旦お支払い頂いたご入会金、お月謝の返金はできませんのでご了承下さい。

第16条(所属クラス・レッスン振替)

- 1) 当スタジオは所属クラス制となり、会員は入会時に決めたクラスを毎週受講します。
- 2) レッスンを欠席した場合、所属クラスと同レベルのクラスに振替レッスン受講が出来ます。
休んだ月の翌月末日までの月2回までとします。
なお、発表会やイベント前の稽古期間は振替が出来ない場合がある為、担当講師に随時振替可能なクラスの相談を必要とします。
- 3) また、会員の都合によりレッスンを欠席した場合、レッスン費の返金は致しません。

第17条(変更)

- 1) クラス編成によるレベル変化、または生徒の上達によるレベル変動により、随時クラス編入を可能とするが、生徒の事情により在籍クラスに通えなくなる場合はスタジオ側に相談し編入可能なクラスをスタジオ側が提案します。
- 2) 当スタジオは運営状況、管理負担、世の中の情勢、その他の事情により、入会金、月謝、諸費用などを会員に許諾を得ることなく、変更することができるものとします。その場合には当スタジオは事前に会員に告知します。

第4章 付 則

第18条(変更事項の届出)

会員は住所や連絡先など入会記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第19条(レッスン日程)

当スタジオでは、上半期・下半期の年2回のレッスンカレンダーを発行し、基本的に毎月4回レッスン日を設けます。暦により月のレッスン回数が3回または5回となる場合がありますが各曜日とも年48回レッスンを開講します。

第20条(休講・代講・振替レッスン)

- 1) 発表会やイベント開催、または講師の体調不良等の理由によりレッスン日が変更になることや他講師が代講レッスンをする場合があります。
- 2) 理由如何に関わらず代講・振替レッスンを欠席した場合、レッスン費の返還および個別振替レッスンはできないものとします。

第21条(改正)

当スタジオが必要と認められた場合、スタジオ規約を改正または別に定めることができ、その効力は全ての会員に適用されるものとします。

第22条(掲載の許可)

スタジオ内で撮影したレッスン動画・写真などを宣伝広告などの媒体に使用させて頂くことがございます。ご都合が悪い方は予めお知らせください。

第23条(オフィシャルLINE)

当スタジオからの伝達事項は、すべてマヅカダンスカンパニーオフィシャルLINEで配信させていただきます。

- ※お休みや遅刻、レッスンの振替希望・ご質問などはこちらのLINEにメッセージをお送りください。
- ※グループLINEとは異なり、他の会員にトーク内容がシェアされることはございません。

第24条(発表会・イベントの参加)

- 1) ダンスクラスは、年に1回発表会とクリスマスパーティー(ダンスショー)を開催いたします。
- 2) 参加は任意です。参加費等料金は事前に告知いたします。
- 3) イベントのダンスナンバーの稽古は通常レッスン内で行う為、発表会に不参加生徒は発表会の2ヶ月前頃から休会して頂く場合がございます。

第25条(特性の事前告知)

グループレッスンに参加する上で、予め担当講師に知っておいてもらいたいお子様の特性や心配事がありましたら具体的にお知らせ下さい。

例:大きな音に過敏、極度の人見知り、人前で話すのが極端に苦手、コミュニケーション障害がある、大人の男性が苦手、風船恐怖症、〇〇障害などと診断されている。等です。

■追記項目

コロナウイルス感染拡大等による緊急のスタジオ休館・レッスンの休講の場合は、その期間、回数によって振替または月謝返金の対応をします。

2022年4月20日 改訂

M ダンスカンパニー株式会社